

議案第48号

富士見市行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市行政不服審査関係手数料条例（平成28年条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月4日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

工業標準化法の一部改正に伴い、富士見市行政不服審査関係手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例

富士見市行政不服審査関係手数料条例（平成28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。